

# 農業近代化資金

農業経営の近代化を図るための施設や機械の導入に際し、JAなどの民間金融機関が融資する、最も一般的で低利な資金です。

金利 0.3%以下 (H29.5月現在)

## ご利用いただける方

- ① 認定農業者(農業経営改善計画を作成して市町村長の認定を受けた個人・法人)
- ② エコファーマー等(認定導入計画に従い持続性の高い農業生産方式を導入する方など)
- ③ 和歌山県農業士(和歌山県農業士認定事業により知事が認定した方)
- ④ ①から③以外で次の要件をすべて満たす農業者  
(ア) 農業所得が総所得の過半(法人の場合は、農業に係る売上高が総売上高の過半)  
または、農業粗収益が200万円以上(法人の場合は1,000万円以上)  
(イ) 簿記記帳を行っていること(または簿記記帳を行うことが確実と見込まれること)

この他に、集落営農組織や農業への新規参入法人、認定新規就農者なども対象となります。

## 資金の使いみち

### 施設・機械

農業用ハウスや農舎、コンバインやトラクターのほか、農産物の処理加工施設や販売施設も対象となります。

### 果樹等の植栽・育成

果樹や永年性植物の購入費、新植・改植費用のほか、育成にかかる費用も対象となります。

### 家畜の購入・育成

牛・豚・鶏などの家畜の購入費に加え、育成にかかる飼料代などの費用も対象となります。

### 小土地改良

事業が1,800万円を超えない規模の、農地の改良や造成、復旧のほか、モノレールの設置も対象となります。

### 農地の利用権の取得等

農地の利用権や農機具・運搬用機具の賃借料などを一括で支払う場合の費用が対象となります。

### その他

需要を開拓するための調査費用、通信・情報処理機材の取得などが対象となります。

## 融資条件

償還期限：原則15年以内(うち据置期間7年以内)

※上記「ご利用いただける方」の区分や、融資の対象となる事業によって異なります。

借入限度額：個人 1,800万円(法人 2億円)

金利：0.30%(認定農業者の場合は0.16%~0.25%)

※金利は金融情勢により変動します。最新の金利は融資機関にご照会ください。

債務保証：JAなどから資金を借り入れる場合、和歌山県農業信用基金協会が債務を保証する制度があります。

0.30%

## 認定農業者が受けられるメリット

1. 金利負担軽減：(公財)農林水産長期金融協会の利子助成によって、借入金利が0.05%~0.14%お安くなります。  
※利子助成率は償還期間によって異なります。
2. 融資率100%：認定農業者のほか、エコファーマー等や県農業士、集落営農組織、認定新規就農者は、借入限度額の範囲内で、事業費の100%の金額を借り入れることができます。

## ご留意いただきたい事項

- ◆ 認定農業者への利子助成は、取扱額に上限があり、借入の時期によっては受けられない場合があります。
- ◆ 上記以外にも資金をご利用いただくための要件があります。詳しくは、下記の窓口までお問い合わせください。

## 農業近代化資金に関するお問い合わせ先

— お近くのJAなどの取扱金融機関や市町村役場、または次のところへ —

和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課	073-441-2880
海草振興局 地域振興部 農業振興課	073-441-3380
那賀振興局 地域振興部 農業振興課	0736-61-0025
伊都振興局 地域振興部 農業振興課	0736-33-4930
有田振興局 地域振興部 農業振興課	0737-64-1273
日高振興局 地域振興部 農業振興課	0738-24-2926
西牟婁振興局 地域振興部 農業振興課	0739-26-7941
東牟婁振興局 地域振興部 農業振興課	0735-21-9632